

令和6年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

環 境 省

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 環境月間における取組について

令和6年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においても引き続き、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

環境省では以下のような政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

○令和6年度環境省重点施策

• 時代の要請への対応（統合的アプローチ）

気候変動問題や生態系の変化など、現在我が国が抱える最重要課題に対し、地域、企業、国民一人一人それぞれの目線に立ち、社会の仕組みやライフスタイルの変革を通じて対応します。加えて、炭素中立（ネットゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向けた取組を加速化します。そうすることで、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現により「新しい資本主義」に貢献し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長に繋がります。

• 不変の原点の追求

環境省の不変の原点を追求する取組として、公害の防止や健康被害の補償・救済等の人の命と環境を守る基盤的取組を着実に進めていきます。東日本大震災・原発事故からの復興・再生については、放射性物質による汚染からの環境再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むとともに、未来志向の取組を展開します。

※重点施策の詳細は以下をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/juten.html>

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて、環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

○科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。また、国、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関、研究機関等の幅広いステークホルダーが連携・協力して取り組みます。

3. 実施方針

(1) 実施期間

環境の日：6月5日

環境月間：6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿う取組等を実施し、国民への意識啓発及び理解醸成を働きかける。

- 講演会、シンポジウムなどの開催や、SNS等を活用した情報発信の強化による意識の啓発
- 展示会や説明会などによる知識の普及
- 省エネ機器導入、節電、住宅断熱化、太陽光発電導入などのデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の促進
- リデュース・リユース・リサイクルの取組推進
- 食品ロス削減に向けた取組推進
- 不法投棄監視強化、海ごみ対策や清掃活動、植樹等による地域美化の取組推進
- 自然に親しむ野外活動の推進
- 里山、里海の保全活動
- 外来種や希少種に対する理解増進
- 飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- 環境保全への貢献に関する表彰
- 熱中症予防のための普及啓発活動